

生きづらさを抱えた女性と子どもたち
～民間団体としてできること～

- ・特定非営利活動法人 女性のスペース結
- ・代表理事 中村 敏子
- ・2025/11/13

女性のスペース結

2001年 DV防止法(配偶者からの暴力

の防止及び被害者の保護等に関する法律)

が施行された年に、女性と子どもの人権を

守ることをミッションに中野区に事務所を構え

設立した民間団体



Mission

あらゆる暴力の根絶を目指し

“女性の人権” “女性福祉”

男女共同参画推進(ジェンダー

バイアス・フリー)の視点での相談活

動を主目的とする

男女共同参画推進 × DV被害者支援



- 1984年
中野区婦人会館開設 講座、情報図書室、女性問題相談開始（女性問題相談員）
- 1989年
フェミニストカウンセリングの手法によるカウンセリングルーム
”フェミニストセラピィ結“を中野区で開設
- 2001年
DV防止法が制定されたのを機に名称を”女性のスペース結”に変更し、DVの根絶をミッションに民間団体として活動、DV被害者支援の相談事業を開始する
- 2003年
NPO法人団体として登録。
『The personal is political』（個人の問題は社会の問題）を基本方針とする
- 2005年～
民間のシェルター運営を開始
行政と連携し、DV被害を受けた女性と子どもが一時的に落ちつける場所の提供
配偶者暴力相談支援センターの委託業務
男女共同参画関連施設での女性相談委託業務開始

DV被害者・困難な問題を抱えた女性へのサポート

- 男女共同参画関連施設/配偶者暴力相談支援センターでの相談業務(埼玉県内・東京)
- 居住者支援&自立支援・居場所事業の運営

事務所:①東京都中野区/②埼玉県さいたま市 の2か所

会員数:正会員23名・ボランティアスタッフ40名・サポート会員90名



居住支援の流れ

シェルター（緊急一時保護）

行政・自治体からの依頼・連携により緊急一時的に避難できる場所

居住支援
生活支援
自立支援

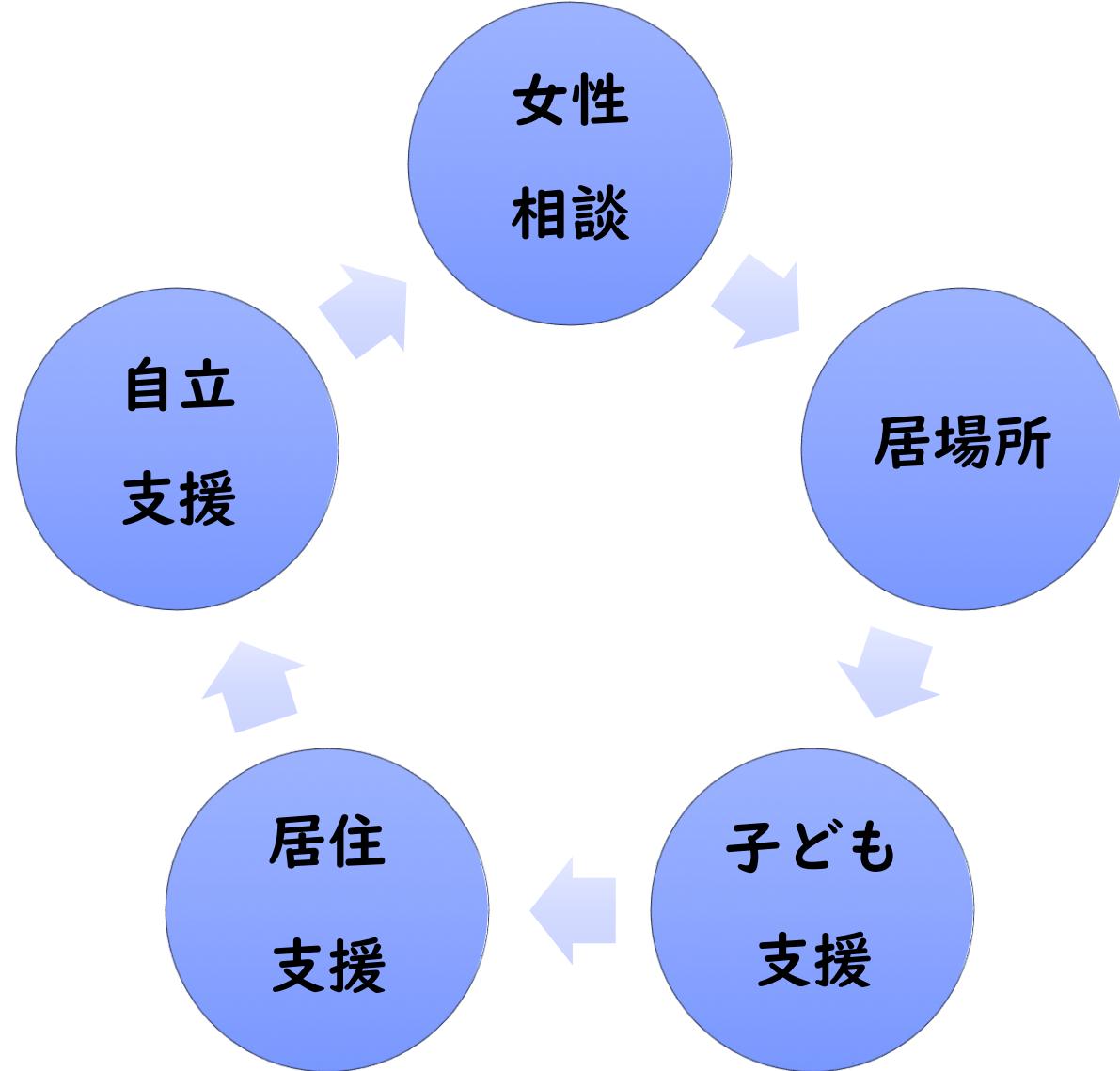
ステップハウス（自立を目指す）

経済的・精神的・社会的問題を抱えている方が自立に向けて必要な準備をするために利用できる中間的な住居
心のケア・自立に向けた準備・自立支援

自立・シェアハウス

生活保護を受給し、賃貸アパートに転宅
定期的な連絡
アウトリーチ、訪問支援
シェアハウス（中野区）

ひとつの支援を始めると、
その中でまた次に必要な
支援が見えてくる



現在の活動

●緊急一時保護活動

行政・自治体からの依頼・連携における居住支援・生活支援・自立支援・同行支援・子どものケア(保育)等

●居住支援活動

緊急度はないが、経済的・精神的・社会的な困りごとを抱えたシングルマザーに対するシェアハウス、ステップハウスの運営

●居場所事業

困難な問題を抱えた女性・子どもへの居場所の提供・子ども食堂、放課後見守り、学習支援、グループカウンセリング、デイケア、心のケア等

●さいたま・りぶろの家

生きづらさをかかえた女性たちへの相談活動(電話相談、メール相談、面接相談、アウトリーチ、アドボケイト、アフターケア、心と体の回復)

●相談員派遣事業

配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談業務委託

●自立支援事業

スタッフ養成講座、ボランティア養成講座、スタッフへの研修等、切れ目のない支援体制づくり



DVとは…配偶者（元夫も含む）、
パートナーからの一方的な暴力のこと

DV防止法では…（第1条）

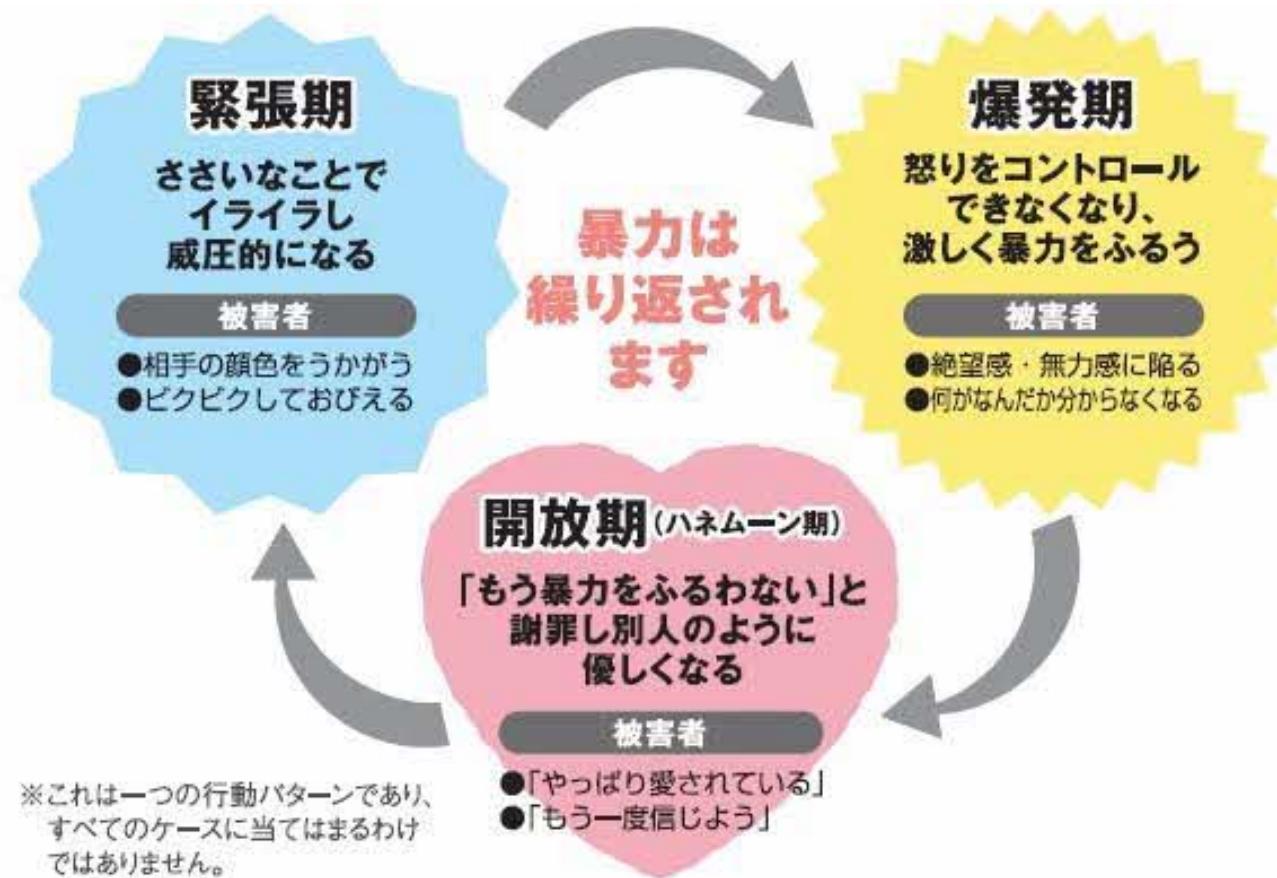
- ①身体に対する暴力
- ②これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動



暴力(DV)の種類
ここ数年多くなっているのが**モラルハラスメント**

DVのサイクル（暴力の車輪） レノウォーカー（米国）

親密な関係性の中で起きる



● 実際どれくらい被害経験があるのか

相談件数 94937件(2024年 警視庁発表) 21年連続で増加している

被害者 かつては女性約9割 男性約1割
→ 2024年は、女性7割 男性3割

理由は、男性も被害を訴えやすい社会環境が整ってきたから

年代 20代～40代の被害者が多い

女性の約4人に1人は被害を受けたことがある
10人に1人は、深刻な被害を受けたことがある



●DVと子どもの虐待 ~ 面前DVは虐待である そのような中で、子どもたちに起きること

心配、不安、混乱、攻撃的行動、緘默、

発達の遅れ、摂食障害、不登校、自殺企図

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

睡眠障害、乖離、家庭内暴力、うつ病、

認知の歪み、問題行動、情緒不安定 等

子どもたちはその後も、
生きづらさを抱えて生きていくことになる

●若年世代の困難

- ・親からの虐待、経済的搾取、ネグレクト、
親の再婚などで居場所がない
- ・SNSで知り合った相手が唯一の支援者、
風俗業界が究極のセーフティネットになることも
- ・実父、親族からの性的虐待で心が病んでいるケースも
- ・就労経験、社会経験が未熟、中途退学等により
学歴も低いことから、職業の選択肢が少なく、自立が困難

2024年 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）

売春防止法に基づく婦人保護事業から女性福祉法への支援への
枠組みへの変換

「人権擁護」「男女平等」「女性
が安心して、かつ自立して暮らせ
る社会の実現」



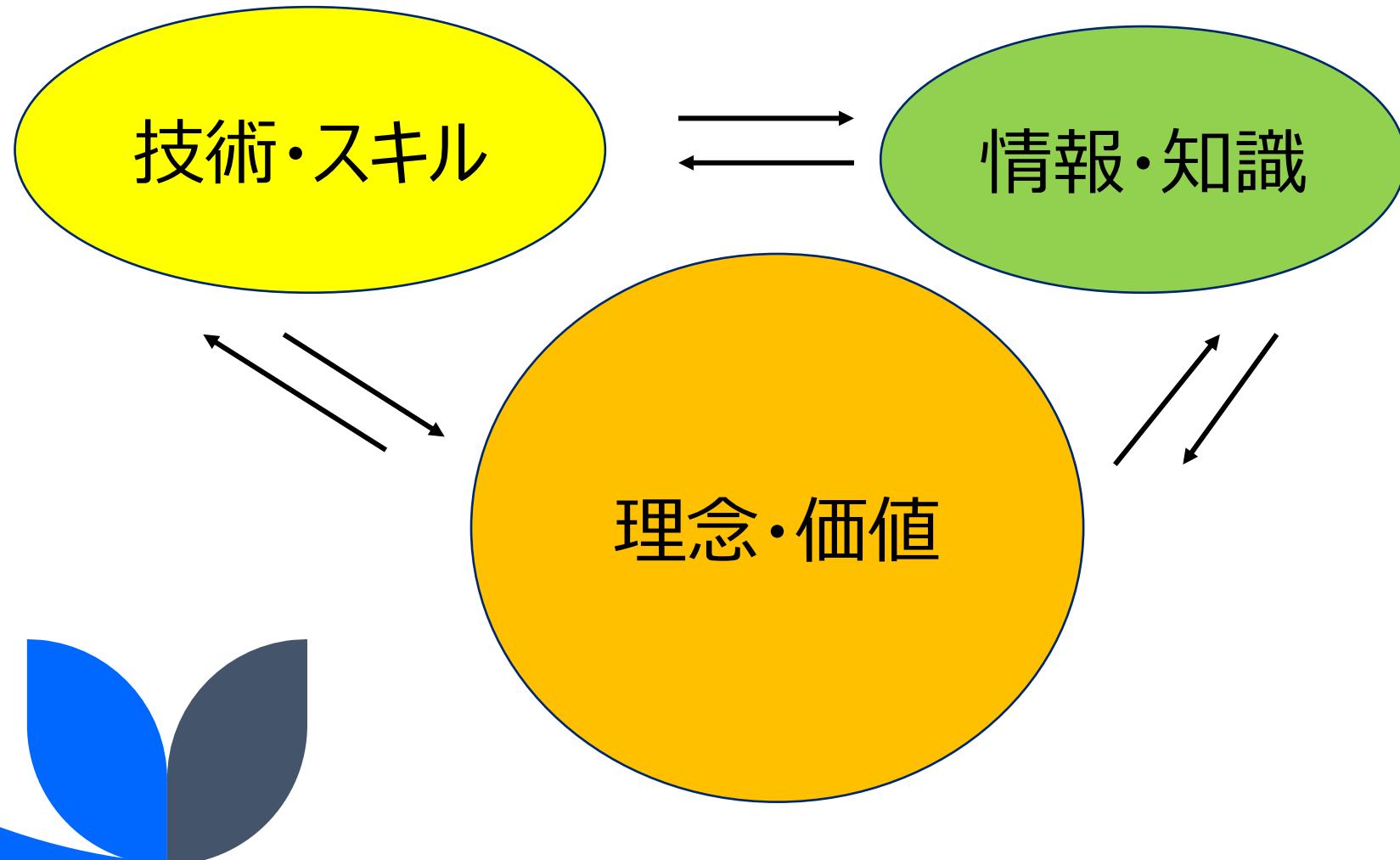
民間との協働

■女性支援新法(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)

成立:2022年 施行:2024年4月

- 「女性の福祉」「人権の尊重と擁護」「男女平等」の視点を明確化した
- 困難な問題を抱える女性支援を売春防止法から脱却し、先駆的な女性支援を実践する
- 「民間団体との協働」の視点を取り入れ、女性支援の新たな枠組みを構築する
- DV防止法の根拠法が女性支援新法へ。人権意識の拡充

支援に不可欠な要素



支援のプロセス

出会い

インテーク

プランニング

アセスメント

インターベンション

連携・協働

- ①大切なのは、支援の目標を共有すること
 - ・この人には何が必要か
- ②役割分担はその後で、できることを考える
- ③そこから長い支援が始まる、その自覚を持つ
支援は長い、これも出会い



中野区西山ガーデンハウス

子ども食堂・フードパントリー・シェアハウス

2階に共有スペース
3.4階は居住スペース

シングルマザーへの応援

地域のプラットホームを目指して



居場所

山ガーデンハウスは結なかの事務所も併設した、シェアハウスです。居住部分は完全独立型の賃貸マンション、2階のキッチン付き共有スペースは居住者同士、地域の人との交流の場としても利用できる貸しスペースとなっています。

活動のご紹介

- こども食堂
- 放課後みまもり
- 抹茶でひと息

こどもしょくどうで、ごはんをいっしょに食べましょう。
特に、栄養たっぷり、愛情たっぷりのごはんを一生懸命作ります。

水曜日
～前予約制～

平日 午後 5時～8時頃
(不定期開催)
参加費や日程詳細についてはお問い合わせください

学童や保育園後などの子どもたちを見守ります。工作をしたりゲームをしたり、軽食付きで自由に過ごせる時間と場所の提供をしています。

こども対象のお点前の会や、なたでも参加できる抹茶力を開催しています。お茶の時間を通じて、誰もがほっと息付けるような居場所をしています。

平日 午後 5時～8時頃
(それぞれ)



LGBTQの若い世代の居場所



さいたま・りぶろの家

2020年、

生きがたさを抱えた女性たちへの支援のために「さいたま・りぶろの家」を開設
「りぶろ」というのは、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの略、
性と生殖に関する健康と権利→結婚・妊娠・出産を自分で決める権利
女性のための相談、居場所づくり

【参考】

「さいたま・りぶろの家」相談件数（電話、メール、面談、訪問、同行支援他）

2020年度 埼玉県配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援補助金事業（内閣府） 52件（半年）

2021年度 // 273件

2022年度 // 299件

2023年度 // 263件

2024年度 埼玉県若年被害女性等支援事業（厚労省）303件

2025年度 埼玉県民協働等女性支援事業（厚労省）134件（4月～8月）



●「さいたま・りぶろの家」での事例

母親と折り合いが悪く、家出、どこにも帰るところがない
市役所配偶者暴力相談支援センターからの依頼で、
一晩泊まっていたいたいたケース。

ほとんど荷物もお金もない状態。

「とりあえず」という形で、その夜は泊まつてもらい、
翌日、市役所相談員が見えてヒアリングをした結果、
都内に頼れる祖母がいることがわかり連絡、とりあえずそちら
に行くことになった。

「さいたま・りぶろの家」では、シェルターを運営

「まどかハウス」と名前をつけました。
現在は同じマンション内に2戸、それぞれ2DK

シェルターは緊急一時保護としての役割を持ち、
原則は2週間以内の滞在に



ここでは、毎日の安否確認、生活支援、各種手続き、医療支援、心のケア、お子さんの支援（保育、学習支援等）も必要

シェルター入所は原則は行政の担当窓口を通して

●シェルター「まどかハウス」での事例

お子さん2人（中学生、小学生）を連れてきた外国籍女性、日本での就労経験はない、夫は日本人、結婚15年になるが、専業主婦として家族を支えてきた。言葉の問題もあり、夫は常に高圧的な態度であった。夫の身体的暴力が子の面前でもあり、警察及び児童相談所経由で相談につながった。今後遠方に転宅し、その地で生活保護を申請して暮らす予定だったが、…



これまでの居住支援の入所実績

2007年から2025年9月末まで
入所80組、お子さん98人、延べ2694日

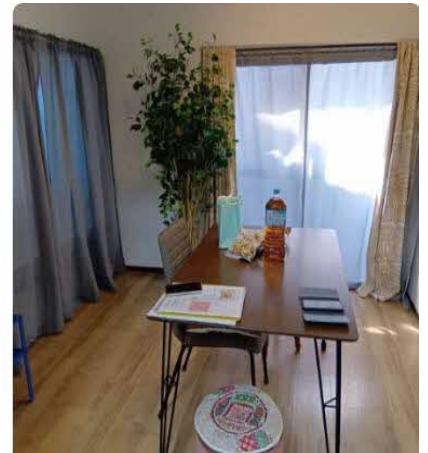
無事に転宅された方、親類縁者を頼りに引っ越しされた方、また自宅に戻られた方もいるが、それもその方の決断なので尊重する。DV加害者の所へ戻るということになるので、その後の安全プランはお伝えし、「また何かあったら相談してほしい」と背中を押す。そして、シェルター及びステップハウスの安全性のために、場所、スタッフ、支援内容等は秘匿にしていただく。



ステップハウスの必要性

2週間ではなかなか自立につながりません。
そこで、もう少し長くいられる（月単位）ところも必要に
なり、**ステップハウス**も作りました。（県内及び都内）

その一つは「**マカロンハウス**」という名前をつけました。
部屋がたくさんある一戸建て、庭もパーキングもあります。
お子さんが何人いても、車があっても、小さなペット
(ゲージに入る)もOKです。

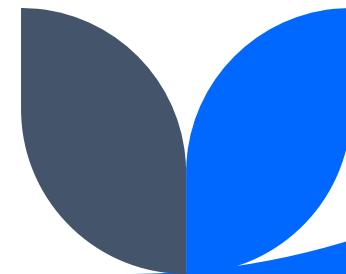


●ステップハウス「マカロンハウス」での事例

20歳女性、同居の男性からの暴力により、家を出たが、本人名義の車と飼い猫（愛猫）がいた。どうしても車とペットを手放すことができず、新しいアパートが見つかるまでということでここに住んだ。アルバイトに行き、次に住むところを決め、お金も貯めてようやく県外に行くことになった。実家は頼らない（頼れない）事情がある。

ステップハウスから、次はいよいよ**自立**を目指します。
どこで、どのように暮らしていくかと一緒に考えます。
仕事のこと、お子さんの学校、環境にも考慮しながら
転宅先アパートを探し、引っ越しの手伝いもします。
必要に応じて、**アフターケア**もします。

でも、できないことも多い
(気力、体力、資力、活力、支援力の不足)



女性の生涯において、望むと望まないにかかわらず、
実にいろいろなことが起こる。そこを切れ目なく支援
していきたい。長きにわたるソーシャルワーク。

*私たちは、継続相談を基本としています。

相談者の権利擁護のためのアドボケート

(役所・病院・警察・裁判所・助産院・保健センター・福祉事務所・社会福祉協議会・弁護士事務所・不動産店・学校・教育委員会・入国管理局等への同行支援をしながら、私たちも社会の仕組みを学んでいく)

地域でこんなことができるとよい

女性が集まる場所

居場所づくり



女性が語ること

スピーカウト



女性が参加すること



女性が参画すること



ご清聴ありがとうございました

NPO法人女性のスペース結
ホームページもご覧ください

